

平成 24 年度第 3 回浦安市学校給食センター運営委員会の要旨

- 1 開催日時 平成 25 年 3 月 27 日（水曜日）午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分
- 2 開催場所 浦安市消防庁舎 3 階 大会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席 北川会長、大口副会長、野村委員、伊能委員、大田委員、畠中委員、成田委員、竹内委員、山崎委員、9 人
 - (2) 欠席 6 人
 - (3) 傍聴人 0 人
- 4 議事
 - (1) 学校給食について
 - (2) 平成 25 年度浦安市学校給食センター運営計画について
 - (3) 平成 24 年度学校給食の提供に伴う異物混入の報告
 - (4) その他

5 会議経過

開催に先立ち長野教育総務部長の挨拶の後、議事に入った。議事の概要は次の通り。

(1) 学校給食について

小学校でのアレルギー対策については、卵・乳製品（牛乳を含む）の食物アレルギーを持つ児童に対して、これらのアレルギーを除去したアレルギー対応食を提供している。

中学校では、平成 24 年度から卵・乳・えび・かに・落花生・そば・小麦（主食・補食のみ）の 7 品目を除去した対応食を提供している。

牛乳が飲めない児童・生徒に対しては、牛乳を停止することが可能であり、その場合には学校に牛乳の停止届を提出する必要がある。

対応食以外のアレルギーがある児童・生徒については、納入業者から提出された成分分析表を基に「食品材料一覧表」を給食センターで作成しており、希望する保護者に対して学校を通じで配布している。

次に放射性物質検査について、給食センターでは、より一層の食品の安全・安心の確保が求められていることから、平成 24 年 6 月から千葉県教育庁が実施している「学校給食用食材放射性物質検査事業」及び「学校給食モニタリング事業」に参加し放射性物質検査を行っている。

次に平成 25 年度学校給食摂取基準の一部改正については、文部科学省から示されましたが、日常生活であまり身体を動かすことが少なくなったことから摂取基準の改正を行った。

改正した摂取基準では 4 段階に分けて、小学年、中学年、高学年、中学生に区分し、具体的には、ごはん茶碗で 8 分 1 程度が減少しており、一食当たりのエネルギーを 20 カロリーから 30 カロリーの減少となるが、一方ではビタミン A は、現行よ

り増加している。

次のアレルギーについては、小学校のアレルギー調理は給食センターの特別調理室で行っており、調理器具は食物アレルギー対応食献立別（卵除去、乳除去、卵・乳除去）の3種類に分けて使用しており、アレルギーが調理中に他の料理に混入することがないように、十分に注意している。

炒め物などで使用する油は米油を使用し、調理後は専用のランチボックスを使用して学校名、クラス名、児童名を入れ、なにを除去したものが解るよう、対象児童の名札を付けて、種類別に色別に分けて提供している。

給食の到着から学級での基本的な流れは、配膳員が給食センターから到着したランチボックスを受け取り、児童名とどのような種類を除去した対応食かを確認し配膳員が直接、教室にランチボックスを届け、担任又はクラスにいる教職員に手渡し、その際は印鑑または、サインをしていただいている仕組みとなっている。

担任又はクラスにいる教職員は、ランチボックスを受取り一般食と同じ食器に移し換えるが、ごはん等食べられる食材は基本食が入っている食缶から、配食をしている。

次に中学校のアレルギー食提供については、平成24年4月より開始しており、基本的には小学校での事業を踏襲しておりますが、小学校では卵、乳製品（牛乳を含む）の三つの除去食ですが、中学校は卵、乳、えび、かに、落花生、そば、小麦（副食・補食のみ）が対象となっており、小麦については、パン類を食べることができない生徒については、ご飯を提供している。

醤油やみそにも小麦がはいり、副食、麺類の小麦について対応していない状況で、小学校では、卵、乳製品（牛乳を含む）の3メニューを提供していますが、中学校ではこれらの全て除いた1メニューを提供しており、また、配膳については、配膳室に教諭が直接とりに来てもらっている。

委員からの質問は次のとおり。

(委員) 給食センターからの依頼により学校で児童・生徒が、どのようなアレルギーを持っているか、また、何名の児童・生徒がアレルギーを持っているのか調査を行っている。

その調査結果を基に、給食センターでは給食を提供する際に毎月の献立表のほかに、アレルギーを持っている児童・生徒の保護者に対し、学校を通じて食品成分を分析した、食品材料一覧表を配布している。

食品材料一覧表の配布については、アレルギーを持っている児童の保護者以外にも牛乳だけを停止している児童の保護者にも配布をしているがなぜか。

(事務局) 給食にはミルクパンやシチューなどに乳製品が含まれて提供している献立もあり、乳アレルギーの児童・生徒の誤食を防止するため、牛乳停止をしている児童・生徒の保護者にも、食品材料一覧表の配布をお願いしている。

(委員) アレルギーを持っている児童・生徒の調査方法について、給食センターでは、学校が保護者にアンケートを取って調査するのか、学校で把握している健康調査票で回答するのか、どう指示しているのか。

(事務局) 給食センターでは、児童・生徒がどのようなアレルギーを持っているのか、把握することができない。

そのため、何らかのアレルギーを持つ児童・生徒数と食品材料一覧表の配布部数の把握を目的として、学校に調査依頼をしている。

回答方法については、学校で作成している健康調査票を基に児童・生徒のアレルギー情報と必要配布部数を記載していただいている。

(委員) 給食センターから学校へ調査依頼する場合、誰宛てに出しているのか。

(事務局) 校長先生宛でお願いしている。

(委員) 学校では、牛乳停止をしている児童・生徒の場合は、牛乳にアレルギーを持っているから牛乳を停止しているのか、また、福島第一原子力発電所の放射能漏れを心配して牛乳を停止しているのかは、理由がわからないので学校独自で調査する必要があると思っている。

(事務局) 牛乳の停止理由は各学校で把握をお願いしたい。

食品材料一覧表の配布対象者については、アレルギー情報を有効に利用していただくため、なんらかのアレルギーを持っている児童・生徒の保護者や牛乳を停止している児童・生徒の保護者に広く配布していきたい。

(2) 平成 25 年度浦安市学校給食センター運営計画について

平成 25 年度の給食提供については、4 月 11 日から小学校 1 年生は 4 月 18 日に開始し終了は平成 26 年 3 月 19 日、中学校は 3 月 20 日の終了まで 188 回を計画しております。

食育事業では、児童・生徒が食事に関心を持ち、楽しい給食時間を持てるよう、引き続き栄養士が小中学校での授業に参画し、食育に関する指導を積極的に実施し、また、交流や学校との連携を深める「学校訪問」、「センター見学会」を始め、デザートを選択ができる「セレクト給食」や「食物アレルギー対応食提供事業」などを行っていく。

小学校の食物アレルギー対応食提供事業は、現在、乳と卵の 2 品目のアレルギーについて対応し、中学校では、乳、卵、えび、かに、落花生、そば、小麦を対象したアレルギー対応食の提供をしており、小学校でも中学校のアレルギー事業に合わせ、対応食を利用している保護者等の意見を伺うとともに、調理を委託している事業者とその可能性を協議し、対応品目の拡充などを検討する。

学校給食センターは給食で提供する食材は、より一層、食品の安心・安全の確保が求められているとの認識から、千葉県教育委員会が実施している「学校給食用食材放射性物質検査事業」及び「学校給食モニタリング事業」に参加し放射性物質検

査を引き続き行う。

続きまして、平成 25 年度学校給食センター歳入歳出予算ですが、歳入について、行政財産使用料として 84 万円計上しており、歳入内容はセンター職員、給食運営会社の社員の駐車場利用者から徴収する収入です。

歳出について職員研修費は実績を踏まえ前年と同額を計上し、給食センター運営費は学校給食の運営全体に係る費用で、給食の配膳時に着用する被服購入、中学校のクラス増加に伴う食缶やコンテナ購入に係る費用で、前年度と比較して 38.4% の増額となっている。

次に給食事業費は小学校児童数の減少から前年度と比較すると 1.1% の減額、旧東野センター管理事業について、電気代、水道代、施設管理の必要が無くなったことから予算の計上はありません。

第三調理場整備運営事業については、第三調理場（中学校）の建設割賦料と施設を管理していく経費や運営の対価を計上しているが、前年度では利率が確定していません。前年度では利率が確定したことから前年度と比較して 258 万円の減額、給食センター整備事業について第一・第二調理場（小学校）の建設割賦料と給食の提供など運営の対価の費用で前年度と比較して 258 万円の減額となっている。

続きまして、食物アレルギー対応食提供事業では、平成 24 年度の対象者数については、学校ごとに一覧表で示しており、小学校では合計 54 名の児童が対応食の提供しており、中学校では 3 名の生徒に提供している。

次に平成 24 年度給食実施食数については、一日当たりの給食提供数を示しており、小学校の児童 10,820 食、教職員 750 食、給食関係者 224 食、合計 11,794 食を提供し、中学校では生徒 4,110 食、教職員 349 食、給食関係者 97 食、合計で 4,556 食となっている。

(委員) 児童・生徒が給食喫食時に嘔吐した場合、食器の取り扱いについてどのようにするのか。

(事務局) 嘔吐した理由がわからないが万が一のことを考え、配膳室における汚染拡大を防止する観点から食器類は学校で廃棄していただくようお願いしていきたい。

なお、具体的な廃棄方法について協議していきたい。

(3) 平成 24 年度学校給食の提供に伴う異物混入の報告

平成 24 年度の学校給食を提供した際に、給食から異物混入の件数は、小学校で 9 件、中学校で 9 件、合計で 18 件となっている。

混入経路については、食材に混入していたものは 4 件、製品に混入していたものは 2 件、調理場で混入したものは 1 件、混入経路が特定できないものは 11 件となっており、混入していた異物内容は、虫 10 件、髪の毛 5 件、ビニール片 2 件、ホ

チキス針1件、合計が18件となっている。

異物混入が発覚した場合、クラス児童・生徒が何らかの影響を受けたかを確認している。

次に混入状況について、直接学校に配送している食品や業者が加工中に食品に混入していた場合、納品業者に対して原因の調査を行うとともに、再発防止対策などの報告等を行わせ、また、給食センターで調理した給食の中に混入していた場合には、早急に原因を解明し直ちに改善を図り、再発防止に努めるよう調理員に対して指導・注意を行っている。

(委員) 質疑及び意見無し

(4) その他
特になし。